

意匠分類記号	意匠分類の名称
F5 - 2120	衣料品陳列用具

対応する旧意匠分類		移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号		分類の名称 または 移行した物品
F5 - 212	全	衣料品陳列用具。
F5 - 213	全	かつら陳列用具。かつら陳列台

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
D6 - 11	衣類つり下げ具。衣料用ハンガー、スカート用ハンガー、ズボンハンガー、ネクタイハンガー

この分類に含まれる物品

かつら陳列台		
--------	--	--

定義

衣料を販売するために用いる陳列用具で、衣服等を直接支持するもの。
 かつらの陳列用具。かつら支持台および関連物品も含む。
 下位分類のF5 - 2121(マネキン型)を除く。



陳列用具として繰り返し使用されることが推認されるため、F5 - 2120。
 ・使い捨ての保持具は基本的に包装用容器等(F4)に分類する。
 *F4 - 1130 ワイシャツ包装用枠
 (ワイシャツを包装するときに使用される枠。)
 *F4 - 91131 ワイシャツ襟枠
 (ワイシャツを包装するときに使用される枠で、襟部の形状を保つためのみに使われるもの。)

分類付与運用メモ(他の意匠分類との関係、含まれない物品など)

衣類の陳列用具でも、卓上用はF5 - 2101へ(かつら陳列台を除く)。

衣類の陳列具でも、つり下げ用は下記のように分類する。

人型をしているもの(マネキン型) 衣料品陳列用具・マネキン型(F5 - 2121)

衣料品用の、ハンガータイプ 衣類吊り下げ具(D6 - 11)

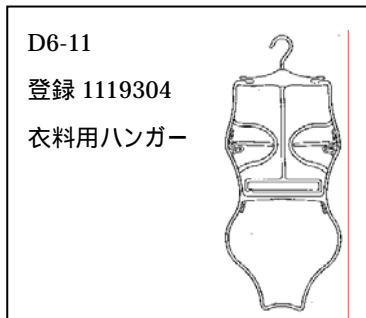
衣料品用で、上部がフック状になっている 衣類吊り下げ具(D6 - 11)

衣料品用で、上部がフック状で、包装用で商品と共に売られるもの

包装用吊り下げ具(F4 - 924)

衣料品用で、上部がフック状で、繰り返し使用されるもの

この分類(衣料品陳列用具・F5 - 2120)



過去に分類した物品の名称

かつら用ハンガー	ネクタイ保持具	ズボン陳列用具